



島根県報

平成27年2月13日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第99号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1579番10地先から同番7地先まで	前	メートル 16.14～ 24.25	メートル 149.75	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	18.87～ 29.39	149.75	
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所1578番2地先から同地先まで	前	9.50～ 13.70	22.40	災害復旧工事 拡幅
			後	9.50～ 14.00	22.40	
〃	宮内掛合線	出雲市佐田町原田111番5地先から同514番地先まで	前	4.20～ 14.40	390.00	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	5.00～ 20.60	390.00	
〃	大田佐田線	大田市三瓶町野城字恒松山イ616番1地先から同地先まで	前	10.88～ 13.78	32.21	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	11.49～ 16.94	32.21	
〃	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町湯里2749番1地先から同地先まで	前	9.45～ 12.02	8.60	災害復旧工事 拡幅
			後	18.15～ 20.50	8.60	

島根県告示第100号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1579番10地先から同番7地先まで	メートル 149.75	平成27年 2月13日	雲南県土整備事務所	
県道	大田佐田線	大田市三瓶町野城字恒松山イ616番1地先から同地先まで	32.21	平成27年 3月31日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町湯里2749番1地先から同地先まで	8.60	平成27年 2月13日		